

令和3年（2021年）9月27日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

令和3年（2021年）10月1日以降の修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事の実施について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、9月30日までの大阪府の緊急事態宣言が解除された場合に、修学旅行等に係る旅行先での感染拡大を防止し、安全・安心に実施するため、下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 10月1日以降の修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事の実施について

受け入れ先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、延期又は中止とします。実施する場合は、受け入れ先と十分に協議することとします。なお、修学旅行等の実施に係る行先・泊数等の変更、宿泊から日帰りへの変更などについては、各学校の事情に応じて検討します。

2. 修学旅行等の実施に係るPCR検査の対応について

大阪府により、修学旅行等実施前（8～14日前）に陽性者が確認された場合には当該学級の児童生徒全員、引率教職員への事前PCR検査の実施が、実施直前（1～7日前）に陽性者が確認された場合には疫学調査による対象児童生徒のPCR検査の実施が、それぞれ要請されています。

市立小中学校においては、陽性者が確認された場合には、主に緊急事態宣言期間中の対応を想定した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応基準（令和3年（2021年）9月9日策定）」に基づき、学校、教育委員会及び保健所が連携して疫学調査によるPCR検査対象者の確定、対象者PCR検査を迅速に実施しています。

大阪府の要請による学級等全員PCR検査は、結果判明までに2日程度を要します（検体回収の翌々日に業者から学校へ結果のメール送信）。感染拡大防止の観点から、陽性者が確認された場合には迅速に対応する必要があることなどから、市立小中学校においては、修学旅行等の実施前に児童生徒等・

教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合についても、現行どおり、保健所による疫学調査の結果に応じて、必要なPCR検査を迅速に実施することにより、修学旅行等に係る旅行先での感染拡大を防止します。

3. その他

現在、市立小中学校の児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合、個人情報の保護に留意し、ご本人やご家族に対するいわれのない差別や偏見、うわさや風評被害が生じることがないように公表していません。しかしながら、保健所の疫学調査の結果、濃厚接触者が特定され、学級休業や休校などの臨時休業を実施する場合には、学校から児童生徒や保護者宛にメールなどでお知らせいただくとともに、地域住民に対しても一定の影響が想定されるため、市ホームページにて、学校名、児童生徒か教職員なのか、人数、臨時休業の期間などを掲載しているところです。

感染による偏見、差別につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報の保護について、特段のご理解とご配慮をお願いします。

今年度も学校行事等については、度重なる延期、時期や行先の変更等を余儀なくされております。現在の新型コロナウイルス感染状況によって、中止せざるを得ない判断も出ておりますことに、ご理解いただきますようお願いします。